

○浦安商工会議所補助金交付要綱

昭和55年 7 月 1 日

告示第24号

(趣旨)

第 1 条 市長は、浦安商工会議所（以下「商工会議所」という。）の健全な運営を図るため、商工会議所の運営及び事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（昭56告示22・平 4 告示34・平30告示53・一部改正）

(補助事業)

第 2 条 市長は、商工会議所の運営及び事業に要する経費の一部に対して補助を行う。

（昭56告示22・平 4 告示34・平30告示53・一部改正）

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、18,000,000円以内で市長が適当と認めた額とする。

（昭56告示22・昭59告示22・昭61告示22・昭63告示38・平元告示43・平 3 告示61・平 4 告示 3・平 4 告示34・平12告示100・平13告示17・令 3 告示51・令 4 告示46・令 6 告示59・一部改正）

(交付の申請)

第 4 条 商工会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、市長の定める期日までに、浦安商工会議所補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に当該年度の事業計画書、予算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（昭56告示22・平 4 告示34・平30告示53・一部改正）

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容が適正であるかを審査し、交付を決定したときは、浦安商工会議所補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。

（昭56告示22・平 4 告示34・平30告示53・一部改正）

(実績報告)

第 6 条 商工会議所は、その事業が完了したときは、次の年度の 5 月 31 日まで
に浦安商工会議所補助金事業実績報告書（別記第 3 号様式）に事業報告書、
収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（昭56告示22・平4告示34・平30告示53・一部改正）

（補助金の額の確定）

第 7 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告
に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、
交付すべき補助金の額を確定し、浦安商工会議所補助金額確定通知書（別記
第 4 号様式）により通知するものとする。

（昭56告示22・平4告示34・平30告示53・一部改正）

（請求等）

第 8 条 商工会議所は、前条の規定による通知を受けたときは、浦安商工会議
所補助金交付請求書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭56告示22・平4告示34・平30告示53・一部改正）

第 9 条 商工会議所は、第 5 条の規定による通知を受けた場合において商工会
議所の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受け
ることができる。この場合において商工会議所は、浦安商工会議所補助金概
算払交付請求書（別記第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた商工会議所は、
第 7 条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安商工会議所補助金概
算払精算書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭56告示22・平4告示34・平30告示53・一部改正）

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 10 条 市長は、商工会議所が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の
交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り
消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補
助金が交付されているときは、市長は、その返還を命じることができる。

（昭56告示22・平4告示34・一部改正）

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、浦安商工会議所補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(昭56告示22・平4告示34・平30告示53・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和55年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (昭和56年3月20日告示第22号)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年5月22日告示第22号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市商工会育成補助金交付要綱の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年3月29日告示第22号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日告示第38号)

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月6日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市商工会育成補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年5月8日告示第61号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市商工会育成補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年1月14日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日告示第34号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月25日告示第100号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安商工会議所育成補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月1日告示第10号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 3 月27日告示第17号）

この告示は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月19日告示第53号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市商工会議所補助金交付要綱の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月30日告示第51号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第46号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式から第 7 号様式までの改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日告示第59号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第4条)

第 号
年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所
浦安商工会議所
会 頭

浦安商工会議所補助金交付申請書

年度浦安商工会議所補助金の交付を受けたいので、浦安商工会議所補助金交付要綱
第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円
添付書類
1 年度事業計画書
2 年度予算書

第2号様式(第5条)

第 号
年 月 日

浦安商工会議所
会 頭 様

浦安市長 

浦安商工会議所補助金交付決定通知書

下記のとおり 年度浦安商工会議所補助金の交付を決定しましたので、浦安商工会議所補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

第3号様式(第6条)

第 号
年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所
浦安商工会議所
会 頭

浦安商工会議所補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた補助事業を完了したので、
浦安商工会議所補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

運営経費総額 円
交付決定額 円

添付書類

- 1 年度事業報告書
- 2 年度収支決算書

第4号様式(第7条)

第 号
年 月 日

浦安商工会議所
会 頭 様

浦安市長 

浦安商工会議所補助金額確定通知書

下記のとおり 年度浦安商工会議所補助金の額を確定しましたので、浦安商工会議所
補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

第5号様式(第8条)

第 号
年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所
浦安商工会議所
会 頭 印

浦安商工会議所補助金交付請求書

年 月 日付け第 号をもつて額の確定のあつた浦安商工会議所補助金を、
浦安商工会議所補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付確定額	円
交付請求額	円

第6号様式(第9条第1項)

第 号
年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所
浦安商工会議所
会 頭 印

浦安商工会議所補助金概算払交付請求書

年 月 日付け第 号をもつて交付決定のあつた 年度浦安商工会議所補助金を浦安商工会議所補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

概算払請求額 円

第7号様式(第9条第2項)

第 号
年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所
浦安商工会議所
会 頭

浦安商工会議所補助金概算払精算書

年 月 日付け第 号をもって額の確定があつた 年度浦安商工会議所補助金について、浦安商工会議所補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり精算します。

記

概算交付額	円
交付確定額	円
精 算 額	円